

青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務

(2) 業務内容

4に記載する場所にて交付する要求仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和7年3月31日（月）

(4) 委託料上限額

91,440千円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案書等の作成に当たっては、上記の上限額以下の価格で提案すること。

なお、青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務全体の履行期間は令和6年7月～令和7年12月を予定しており、令和7年度以降の導入等業務については、各年度に契約手続を行う。参考として、令和6年度及び令和7年度の委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）は下記のとおり。

令和6年度：91,440千円

令和7年度：390,460千円（注意：令和8年1月から3月末までの運用費も含む）

2年度計：481,900千円

また、導入作業完了後（令和8年1月以降）の運用保守業務についても本調達の内容に含めているが、運用保守業務に係る契約については年度ごとに別途手続を行う。参考として、令和8年度（12か月分）の委託想定上限額（消費税及び地方消費税を含む）は下記のとおり。

令和8年度：166,142千円

うち知事部局：65,303千円

うち教育庁：55,849千円

うち県警本部：44,989千円

※ただし、予算の減額又は削除があった場合は、これらの期間の中途において、当該契約を解除することがある。

3 参加資格

- (1) 単独で参加する者は、次のアからウまでの全てを満たす者であること。また、共同体で参加する者は、代表構成員が次のアからウまでの全てを満たす者とし、全構成員が次のア及びイを満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。

イ 参加表明の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644

条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」(平成12年1月21日付け青管第912号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和5年6月12日青森県告示第404号(物品等の競争入札参加資格)の一及び令和6年2月13日青森県告知第86号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてAの等級に格付けされた者で、システム開発、システム維持管理及び業務委託の営業種目を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)がアからカまでのいずれかにか該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒038-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県総務部総務文書課

電話番号 017-734-9084 (直通) FAX 017-734-8013

担当 文書・情報公開グループ 大谷

e-mail bunsyo@pref.aomori.lg.jp

5 要求仕様書一式及び質問書様式等の書類交付

ア 日時 令和6年4月25日(木)から令和6年5月16日(木)まで(土、日祝日

は除く。) 交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。
イ 交付場所 4 と同じ

6 プロポーザル参加表明書等の提出

(1) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を表明する者は、次の書類を 1 部提出すること。

ア プロポーザル参加表明書 (別紙様式 1)

イ 提案事業者概要 (別紙様式 2)

ウ 申告書 (別紙様式 3)

(2) 提出方法

ア 提出期限 令和 6 年 5 月 16 日 (木) 午後 5 時まで

イ 提出場所 4 と同じ

ウ 提出方法 電子メール又は F A X で担当窓口あて提出すること。

7 参加資格審査

(1) プロポーザル参加表明書 (以下「参加表明書」という)。の提出があった場合には、3 に定める参加資格の有無について審査する。

(2) 審査結果については、令和 6 年 5 月 20 日(月)までに、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知し、企画提案書の提出を要請する(後日、紙媒体でも郵送する)。

8 本プロポーザルの実施に関する質問

(1) 本プロポーザルの実施に関する質問は、質問書 (別紙様式 4) により、総務文書課へ電子メールにより提出すること。

(2) 受付期限

令和 6 年 5 月 20 日(月) 午後 5 時

(3) 回答

令和 6 年 5 月 27 日 (月) までに、企画提案書の提出を要請した者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対して回答する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者は、「青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務企画提案書等作成要領」に従って提出書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 送り状

イ 見積書及び見積明細 1 部

ウ 企画提案書 紙媒体 6 部 (正本 1 部、副本 5 部)、電子媒体一式

(2) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時

(3) 提出先

4に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、提出期限日必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(5) その他

辞退する場合には、辞退届（別紙様式5）を提出すること。

10 審査委員会

企画提案書の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

11 企画提案の審査

(1) 審査

ア 提出された企画提案書等に基づく、プレゼンテーション（デモンストレーションを含む）及び審査委員会によるヒアリングを実施する。

イ 企画提案書の審査については、参加資格審査結果通知と併せて通知する「青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領」により行う。

ウ 評価項目及び評価基準は、「青森県電子決裁機能付き文書管理システム基本設計業務委託公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」に定める。

エ 審査の結果、評価点を最も高く付けた審査員の数が最も多い者を最優秀提案者とする。次点の者を優秀提案者とする。

オ 評価点を最も高く付けた審査員の数が最も多い者が同数で並んだ場合は、評価点の合計点が高い者とする。

(2) 結果通知

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

12 理由の説明

(1) 審査の結果、最優秀提案者に特定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、理由（評価点数）の説明を求めることができるものとする。

(2) 理由の説明は、書面が到達した日から起算して7日以内に行うものとする。

13 契約

(1) 本プロポーザル審査において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

(2) (1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

- (3) 契約を締結する際、提案者が総務文書課との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。
- (4) 契約の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。
(青森県電子決裁機能付き文書管理システム導入等業務全体の履行期間は令和6年7月から令和7年12月までを予定。導入作業完了後(令和8年1月以降)の運用保守作業についても本調達の内容に含めているが、運用保守作業に係る契約については年度ごとに別途手続を行うものとする。)

14 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者(再委託先を除く)の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積書に記載する金額が「委託料上限額」を超えた提案(追加分を除く)であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

15 その他留意事項

- (1) 共同体の構成員が、別の共同体の構成員又は単独参加者になることはできないものとする。
- (2) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、事前に提案者に通知の上、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (5) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (7) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。

16 スケジュール

令和6年4月26日(金)		募集公告(県ホームページへの掲載)
令和6年5月16日(木)	午後5時	仕様書等県ホームページ記載以外の資料交付期限
令和6年5月16日(木)	午後5時	参加表明書提出期限
令和6年5月20日(月)		参加資格審査結果通知
令和6年5月20日(月)	午後5時	質問書提出期限

令和6年5月27日(月) 質問書に対する回答通知

令和6年6月10日(月) 午後5時 企画提案書等提出期限

【予定】令和6年6月中旬 審査委員会(※)

(プレゼンテーション及びヒアリング)

※ 審査委員会の正式な開催日時は、参加資格審査結果通知と併せて通知する。

17 Summary for the notice of proposal

(1) Subject matter of the contract:

Introduction of Document Management System for Aomori Prefectural Government

(2) Time limit for the submission of participation statement:

5:00p.m., May 16, 2024

(3) Time limit for the submission of proposals:

5:00p.m., June 10, 2024

(4) Contact point for the notice:

General Affairs and Official Documents Division, Department of General Affairs

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570

TEL: 017-734-9084

FAX: 017-734-8013

E-mail: bunsyo@pref.aomori.lg.jp